

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	高額電子移転可能型前払式支払手段への対応	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6228 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年3月3日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的・必要性】 金融のデジタル化等の進展を踏まえ、高額で電子的に価値の移転が可能な前払式支払手段が提供され、その利用が広がっている。 このような前払式支払手段は、マネロン等に悪用されるリスクが特に高く、利用者保護上も適切な対応が求められると考えられるが、現行制度上、前払式支払手段の発行者には、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等のマネロン等対策が求められていない。 このような実態を踏まえ、そうした一定の前払式支払手段について、利用者保護やマネロン等対策を適切に行うため施策が必要であり、こうした措置を講じなければ、我が国の資金決済制度が安定的かつ効率的でないものとなるおそれがある。</p> <p>【内容】 高額で電子的に価値の移転が可能な前払式支払手段(高額電子移転可能型前払式支払手段)の発行者について、業務実施計画の届出、犯罪収益移転防止法上の取引時確認等に関する規定を整備する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	資金決済法第3条、第11条の2等 犯罪収益移転防止法第2条等 ※以上、全て改正案
想定される代替案	本案では、高額電子移転型前払式支払手段の発行を行おうとする者に対し、システムの管理方法等を記載した業務実施計画の届出を求めるが、代替案では、これを設けないこととする。	
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	高額電子移転型前払式支払手段の発行を行おうとする者において、業務実施計画の届出に係る費用や規制の遵守に係る費用が発生する。	高額電子移転型前払式支払手段の発行を行おうとする者において、業務実施計画の届出に係る費用が削減される。
(行政費用)	業務実施計画の届出の受理に係る費用が発生する。また、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。	高額電子移転型前払式支払手段の発行者に対する実効的なモニタリングを行うための業務実施計画がないことにより、検査・監督等に係る行政の負担が増加する。
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合
	高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者が届出をした業務実施計画に基づき、当該発行者に対して実効的なモニタリングが行われることにより、利用者保護が図られる。また、当該発行者に対する犯収法令の義務(取引時確認・疑わしい取引の届出等)が課されることにより、マネロン等対策が実施される。	業務実施計画がないことにより、実効的なモニタリングが確保されず、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがある。
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対する規制・監督により、適切な利用者保護やマネロン等対策の実施を通じて、我が国の資金決済制度の安定化及び効率化が図られる。	—
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	本案では、適切な利用者保護やマネロン等対策の実施、資金決済制度の安定化及び効率化といったプラスの効果が得られる一方で、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。	
その他関連事項	—	
事後評価の実施時期等	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後5年以内に事後評価を実施する。	
備考	—	